

臨時号
 発行/東京都港区
 編集/企画部広報課
 〒105 港区芝公園1-5-25
 ☎578-2111(代)

情報公開制度 スタート!

7月1日から

より開かれた

区政をめざして

港区では、区政をより身近で開かれたものにするため、昭和58年に「情報公開制度検討委員会」を設置して以来、その制度化に向けて、さまざまな検討、準備を進めてまいりました。そして、本年3月に開かれた港区議会臨時会において「東京都港区情報公開条例」が可決され、7月1日から施行されました。

情報公開制度とは、区の各機関がもっている文書、図面、ビデオ等の区政情報を住民の請求に応じて公開することにより、住民と行政機関との信頼関係や協力関係をより密にしていこうという趣旨で設けられたものです。

以下、その内容について、ご紹介します。

情報公開を 実施する機関

区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、および議会など区のすべての機関です。

公開請求 できる人

区民の方はもちろん、住所、国籍、法人を問わず、誰でも請求できます。

対象となる 情報

平成元年4月1日以降、区の各機関が職務上、作成したり、取得した情報で区が管理しているものです。

それ以前の情報については、整理ができ次第、順次公開していきます。

公開請求の 方法

これらの情報の中には図面、写真、ビデオ、フィルム、録音テープ等も含まれます。

公開請求書に、氏名・住所・知りたい情報の内容・希望する公開の方法を書いて、「情報公開コーナー」に提出してください。どんな情報があるかお知りになりたい時は、「情報公開コーナー」にご相談ください。

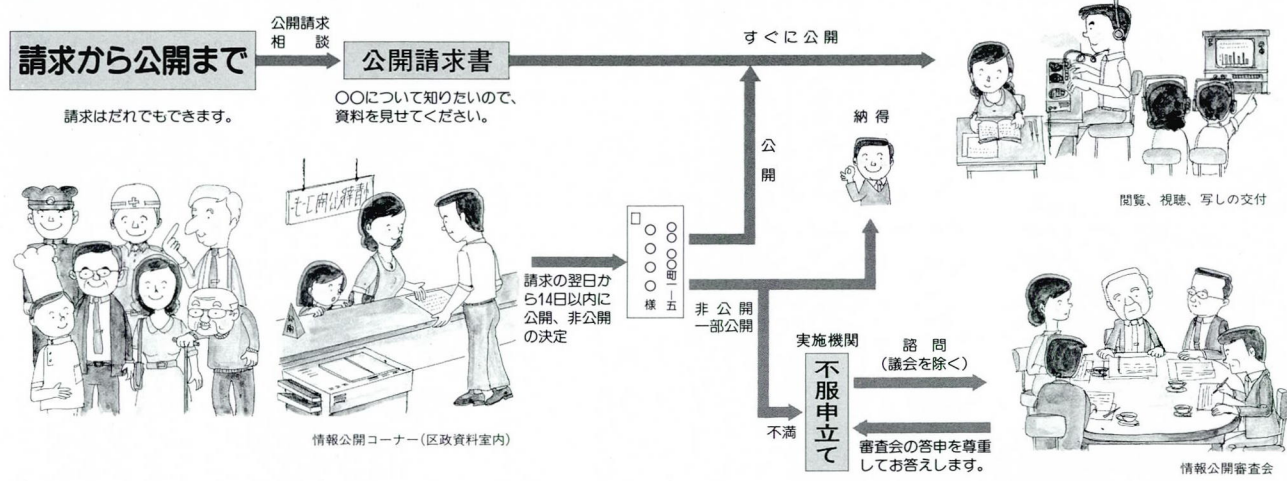
「情報公開コーナー」は港区役所3階「区政資料室」の中に設けられています。

なお、郵送での請求も受け付けています。この場合は、連絡先の電話番号を必ず記載してください。



次頁へつづく

情報公開のしくみ



港区役所の代表電話番号は☎578-2111です。

広報「みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。左記新聞を購読していない人のために、区のおもな施設の窓口においてもあります。

公開できない情報

情報は公開が原則ですが、プライバシーの保護や公正、円滑な区政の執行に支障を来すおそれのある次のような情報については、公開しない場合があります。

- ①思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産、その他一切の個人に関する情報で、氏名等および他の情報を組み合わせることにより特定の個人が識別され得るもの。
- ②企業など法人の事業活動に関する情報で公開することによりそれら法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの。
- ③区の入札予定価格や立入検査の計画、交渉、争訟の処理方針等で、公開することにより区政の公正、または適正な執行に支障を来すおそれがあるもの。
- ④区と国等との間の協議、依頼などに基づく情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれがあるもの。
- ⑤法令の規定によって、公開できないとされている情報。

公開・非公開の決定

請求書を受理した日の翌日から14日以内(やむを得ない場合は30日以内)に公開か非公開か

を決定し、文書で通知します。文書の一部に公開できない情報が含まれている場合には、その部分を除いて公開します。

このように一部、あるいは全部が公開できない場合は、その理由も併せて請求者に通知します。

救済制度

(港区情報公開審査会)

請求した情報が公開できないと決定された場合で、その決定に納得できないときは、行政不服審査法に基づき、不服申立て(異議申立て)をすることができ

ます。港区では、不服申立てが出されず、区長が委嘱する学識経験者で構成する「情報公開審査会」に諮問し、その意見を尊重して、不服申立てに対する決定を行います。

これは不服申立てに対し、公平かつ客観的な判断を保障するため、第三者的な救済機関を設けたものです。

公開の方法

公開は、公開決定通知書で通知した期日、場所(原則として「情報公開コーナー」)、時間、方法(閲覧、視聴、写しの交付)により行います。

なお、写しの交付は、請求1件につき1部とさせていただきます。

公開に要する費用

公開文書の閲覧、視聴は無料ですが、写し(コピー)を請求された場合は実費(1枚につき10円)をいただきます。

また郵送をご希望の方は、郵送料を負担していただきます。これらの費用は、すべて前納となっております。

他の制度との調整

住民基本台帳のように、他の法令等で閲覧や謄抄本の交付などの手続が定められているものについては、今回、実施された情報公開制度の対象とならず、当該法令等の定める方法によります。

また、図書館などが管理する図書、図画などの情報についても、情報公開制度の適用はありません。

公開情報は正しく使用を

区から情報の公開を受けた方は、条例の目的に則して適正に使用してください。例えばこの制度によって得た情報を、もっぱら営利目的で、

過度に利用することはできません。

港区情報公開運営審査会

港区では、今回スタートした情報公開条例の適正な実施を確保するとともに、制度をより発展させていくために、区民の代表や学識経験者、各種団体の代表者など15人で構成する「港区情報公開運営審査会」を区長の付属機関として設けました。

この審査会は区長の諮問に応じて制度の運営全般について審議し答申するほか、制度の改善や運用上の問題について、自主的に検討し、意見を具申します。



計5人

●港区情報公開審査会委員 (50音順)

氏名	役職等
大山 皓史	弁護士
神山 美智子	弁護士
林 茂 樹	中央大学文学部教授
松本 修二郎	日本大学法学部教授
牧田 安夫	元東京都生活文化局広報部長

実施状況の公表

情報公開制度発足後、情報公開の請求の状況、また公開、非公開の状況につき、毎年1回、広報紙などを通じて、皆さまにお知らせします。

情報公開コーナー(区政資料室)の「利用を」

「情報公開コーナー」は単に情報公開請求の一元的な受付窓口としての機能だけでなく、常時、行政資料の閲覧、貸し出し、コピーサービス(有料)等、情報提供の業務を行っています。

このコーナーには港区が作成した刊行物だけでなく、国や東京都、他の自治体などが発行した資料や地方自治に関する書物などもたくさん揃えてあります。区がもっている情報は、福祉、環境、教育、文化、健康等、多

情報公開コーナー(区政資料室)はあなたと区政を結ぶ情報バンク

〔場所〕港区役所3階(港区芝公園1-5-25)

〔利用時間〕平日 午前9時～午後5時

土曜 午前9時～正午

日曜、祝日、毎月の第2、第4土曜日、および年末、年始はお休みです

〔問い合わせ〕☎578-2111(代)

内線2047

●港区情報公開運営審査会委員 (50音順)

氏名	役職等	選出区分
大井 眞二	日本大学法学部助教授	学識経験者
小林 清巳	弁護士	
鈴木 雄雅	上智大学文学部助教授	
牧田 安夫	元東京都生活文化局広報部長	
三浦 恵次	明治学院大学社会学部教授	区内関係団体の構成員
岩崎 玲子	港区婦人団体連絡会	
海老沢 政雄	港区労働組合協議会	
四分一 勝	港区立中学校PTA会長連合会	
富永 元常	港区商店街連合会	区内居住者
畑 織 恵	港区消費者団体連絡会	
柄沢 のり子	区政モニター	
平井 美津子	人権擁護委員	
三並 弘一	区政モニター経験者	
森 栄	芝納税貯蓄組合連合会会長	
RUSELL.N. UKAI	フリージャーナリスト	

計15人

港区役所の代表電話番号は☎578-2111です。